

臨時奨学金（5万円）の支給手続き及び振込の時期等について

1 本日（5月12日）、保護者の皆さま宛てに（留学生は学生宛てに）、銀行口座に振り込むために必要な「振込依頼書」の書類を郵送致しました。

（1）保護者の皆さまへは本学に登録して頂いている（若しくはご指定を頂いている）住所に送付しています。

留学生は本学に登録されている住所に送付しています。

（2）振込依頼書に口座情報をご記入のうえ返送して下さい。

なお、臨時奨学金は、学生の学習環境整備を図ることを目的とした奨学金です、振込先は学生本人の口座番号をご記入ください。ただし、銀行口座をお持ちでない場合は、保護者様の銀行口座をご記入ください。

2 臨時奨学金は、5月下旬からご指定の口座に順次お振込みを致します。

（1）振込依頼書の口座情報に基づき、銀行への振込データを作成し、システムで振込の手続きを行います。この部分は手作業となるため一定の時間が必要となります。

（2）日々作業が完了したものより順次お振込みを致します。

3 今回、振込依頼書を送付致しました学生の受給資格者は次のとおりです。

（1）5月1日現在で本学に在籍されている大学院生・学部生・短期大学生・別科生で、5月11日からの授業科目を履修される学生です。

ア 科目等履修生、研究生、交換留学生は対象外です。

イ 退学願を提出されている学生は対象外です。

（2）休学者は対象となりますが、支給は復学後となります。

復学を確認後に支給の手続きを致しますが、休学期間が1年間にわたる場合には、その時点での状況をみて支給の可否を検討致します。

（3）外国人留学生は対象となりますが、国外在住者の学生は日本入国後に支給します。

（4）今回の手続きで振込を行うまでの間に、休学や退学の事情が生じた場合には支給できないこととなります。

また、学納金を未納入のまま退学した場合や奨学金の支給を受けるにあたり不適切な事由が生じた場合には既に支給した奨学金の全額または一部を返納して頂く場合があります。

4 問合せ先

臨時奨学金支給についてご不明な点等がありましたら経理課までご連絡下さい。

城西大学経理課：049-271-7717